

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名 第三中継ポンプ場主ポンプ点検整備業務
- 2 実施場所 下関市上新地町五丁目1番13号
- 3 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- 4 業務概要 主ポンプNo.4の点検整備業務一式
  - (1) 新明和工業株式会社製水中汚水ポンプ（型式：CNF250G-P、定格出力55kW）の分解整備
  - (2) 分解整備は、製造メーカー工場にて行うこと。
  - (3) 気密試験（オイル・モーター室）を行うこと。
  - (4) 主軸測定（メカニカルシールしゅう動部）を行うこと。
  - (5) 羽根車振れ測定を行うこと。
  - (6) 参照図面
    - ア 実施場所：別図1～2
    - イ 取替部品：別図3
    - ウ 既設ポンプ仕様：別図4
- 5 提出書類
  - (1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1部
  - (2) 業務完了届（以下の項目について記載されたもの） 1部
    - ア 業務名
    - イ 契約日
    - ウ 契約期間
    - エ 契約額
    - オ 完了年月日
    - カ 請求額提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。
  - (3) 点検結果報告書 2部
  - (4) 道路使用許可書の写し 1部
  - (5) その他発注者が指示するもの
- 6 注意事項
  - (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
  - (2) ポンプ場の運転等に、支障を与えないこと。
  - (3) 本業務で必要な場合は、ポンプ場内の荷役設備を使用することができる。整備対象のポンプについては、重量物（1,600kg）であるので慎重に取扱い、作業者の安全を十分に確保すること。

- (4) 本業務では対象機器の搬出、搬入作業において、ポンプ場に面する公道（市道）に各種作業車両を停車させる必要があり、この道路交通に影響を与える。このため、必ず道路使用許可の手続を行い、関係各署の許可を得た上で、その許可条件を遵守し適切に作業を行うこと。
- (5) 本業務に必要な事務手続費用、機材は受注者の負担とする。
- (6) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行い、その使用は最小限にすること。
- (7) 点検等において発見された不具合等で、軽微なもの及び即日復旧可能な整備、調整については本業務に含むものとする。
- (8) 業務の実施に伴い、受注者の責により発注者及び第三者に損害を及ぼした場合は、全額負担の上、これを補償すること。
- (9) 天候の急変等の不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
- (10) 交換した部品、撤去材については、受注者にて適正に処分すること。
- (11) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (12) 未処理汚水に接触する作業については、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。